

第3章 施策の展開

第1節 市・市民・事業者の役割

望ましい環境像を実現するためには、市・市民・事業者がそれぞれの役割を理解するとともに、環境についての情報を共有し、協働して環境に配慮した行動を実践していく必要があります。

市の役割

大村市の自然や地域特性を活かしながら、良好な環境を保全・創出し、次の世代に引き継ぐため、本計画の施策を体系的・総合的に推進するとともに、各主体の自主的な環境に配慮した行動を促進します。

また、社会活動における市の果たす役割が大きいことを踏まえ、自らが率先して、事務事業に伴う環境への負荷の低減に努めます。さらに、広域的な取組が必要とされる課題については、国や県、近隣自治体と協力・連携して対応します。

市民の役割

地域の環境保全活動への参加や環境学習などを通じて、環境問題についての考えを深め、環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。

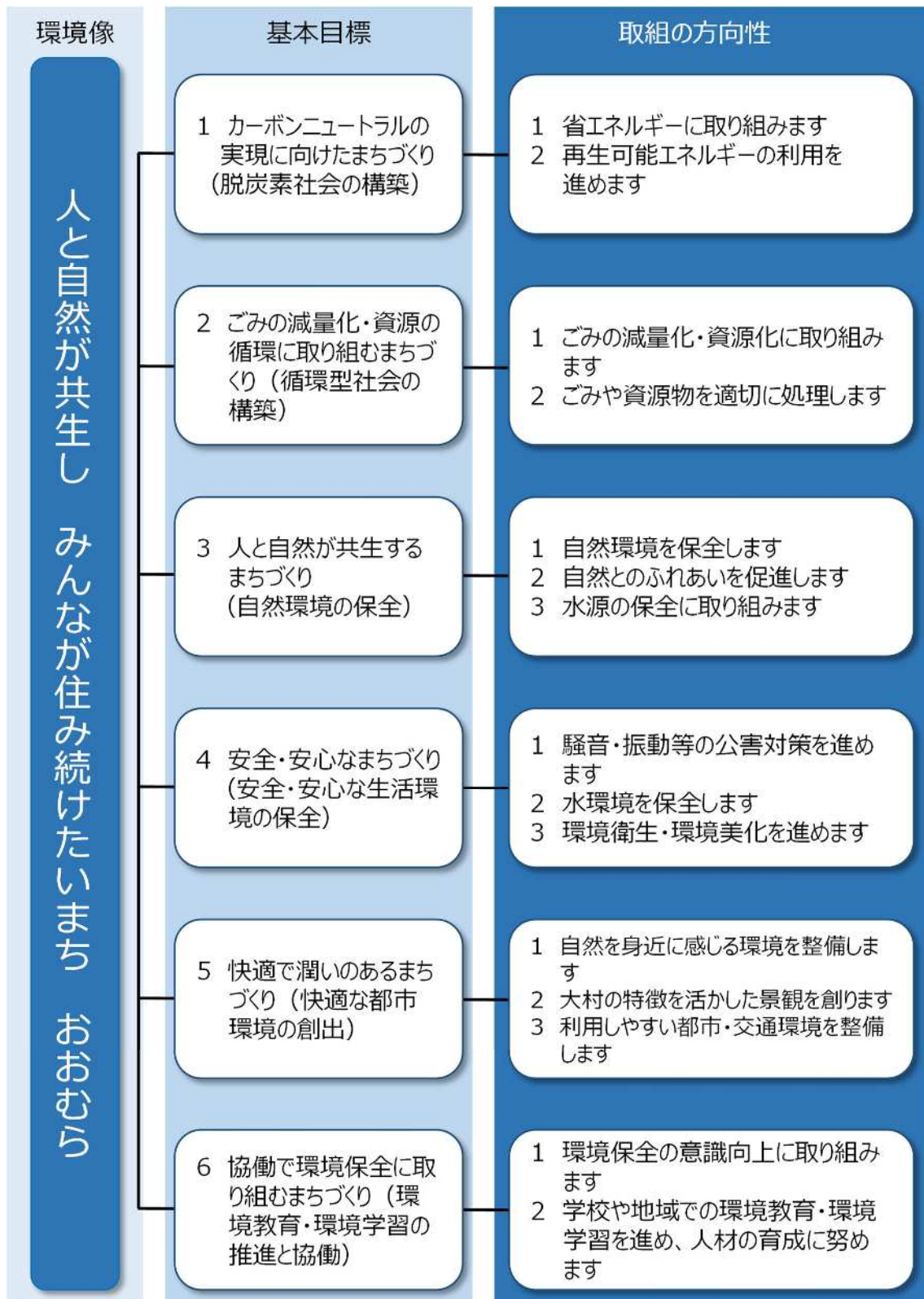
まずは、できることから行動し、市・事業者と協働しながら、積極的に環境に配慮した行動を実践します。

事業者の役割

環境にやさしいビジネススタイルの定着を図るとともに、環境負荷の少ない製品などの普及を推進します。

また、市が実施する施策への協力や地域の環境保全活動などに参加することにより、地域の良好な環境づくりに貢献します。

第2節 基本施策



本計画では、取組の方向性とSDGsのゴールを関連付けて掲載します。

第3章 施策の展開

SDGsとは

SDGsとは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、2015(平成27)年に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（行動計画）」の中核とされる17のゴールのことです。

SDGsは、2030(令和12)年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

SDGsのゴール

第5次大村市総合計画ではSDGsの理念を踏まえながら、総合計画で掲げる「～行きたい、働きたい、住み続けたい～ しあわせ実感都市 大村」を実現させる取組を推進する計画としており、各施策とSDGsのゴールを関連付け、一体的に推進していくこととしています。

	<p>目標1 [貧困] あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標2 [飢餓] 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標3 [保健] あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標4 [教育] すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標5 [ジェンダー] ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>目標6 [水・衛生] すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>目標7 [エネルギー] すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標8 [経済成長と雇用] 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション] 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標 10 [不平等] 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標 11 [持続可能な都市] 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標 12 [持続可能な消費と生産] 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標 13 [気候変動] 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標 14 [海洋資源] 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>目標 15 [陸上資源] 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標 16 [平和] 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標 17 [実施手段] 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>		

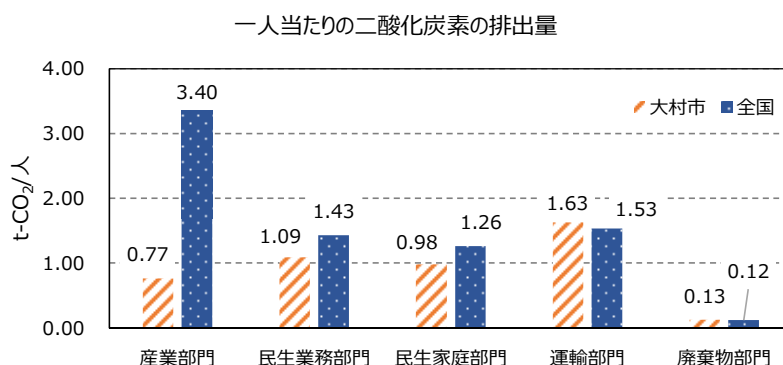
基本目標1 カーボンニュートラルの実現に向けたまちづくり（脱炭素社会の構築）

現状と課題

①二酸化炭素の排出状況

二酸化炭素の一人当たりの年間排出量を全国と比較した場合、大村市は4.6tで全国平均の59%の排出量となっています。産業部門での排出量が大幅に少ないことが一人当たりの排出量が少ない要因となっており、産業部門を除くと、概ね全国平均と同様の排出量です。二酸化炭素の排出割合においては、運輸部門、民生業務部門^{※3}及び民生家庭部門^{※4}の割合が高く、産業部門の割合が低いことが特徴です。

二酸化炭素の排出量を削減するうえで、排出量が多い部門における取組を進める必要があります。



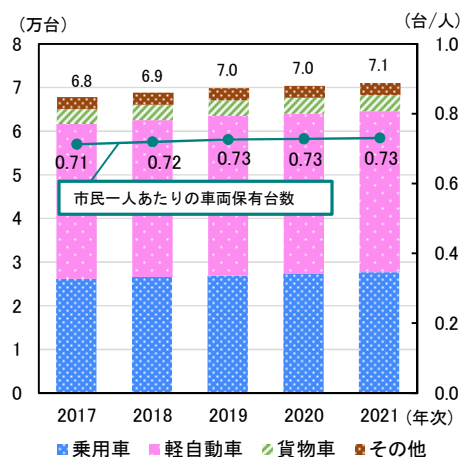
出典：環境省自治体排出量カルテ、大村市住民基本台帳人口
一人当たり二酸化炭素の排出割合（2019[令和元]年度）

②自動車の普及状況

人や物の移動に伴う二酸化炭素の主な排出要因として、自動車の使用があげられます。

大村市における自動車の保有台数及び市民一人当たりの保有台数は微増傾向にあります。

地球温暖化防止に向けて、ハイブリッド自動車や電気自動車などの環境対応車の導入及びエコドライブ^{※5}技術の普及などにより、自動車のエネルギー使用量を抑制する必要があります。



出典：長崎県統計年鑑 市町別自動車保有車両数
自動車保有台数

※3 民生業務部門：事務所、ホテル、病院、小売店、飲食店、学校などから排出される温室効果ガスを表現する部門

※4 民生家庭部門：住宅から排出される温室効果ガスを表現する部門

※5 エコドライブ：環境と家計にやさしい運転方法

③地球温暖化対策の実践状況

市民アンケート調査によると、8割以上の市民が省エネ行動や節水、地産地消を実施しています。一方、スマートムーブ^{※6}を心がけている市民の割合は5割以上、電化製品や車は省エネ型の製品を購入している市民の割合については7割に近い状況です。

このため、省エネ行動や節水などの普及拡大をより一層図るとともに、自動車におけるエネルギー消費の低減に向けて、スマートムーブの普及促進、公共交通機関の利用促進を図る必要があります。

※6 スマートムーブ：普段利用している様々な移動手段を工夫し、CO₂排出量を削減しようという取組。CO₂を減らすだけでなく、体を動かすことで健康や快適さにつなげることを目指す。

第3章 施策の展開

【取組の方向性 1-1】 省エネルギーに取り組みます

私たちは家庭生活や事業活動において、ガソリンや石炭などの化石燃料を使用することにより、温室効果ガスを大気に放出しています。家庭生活や事業活動における省エネルギーを進めることで、温室効果ガスの排出量を削減します。



市の取組

○市民・事業者による省エネ活動の促進

家庭や事業所における節電やスマートムーブなどの省エネ型ライフスタイルの定着を図るため、具体的な省エネ活動及びその効果に関する情報発信などを行い、省エネ活動の普及啓発に取り組みます。

○建築物の省エネ化の推進

公共施設の断熱化・長寿命化を推進するとともに、省エネルギー設備・機器を率先して導入します。

○交通における燃料使用の抑制

環境対応車の導入に努めるとともに、市民・事業者に対して環境対応車導入の普及啓発やエコドライブなどのスマートムーブの推進を行うことにより、交通における燃料使用を抑制します。

市民の取組

○節電や節水など、家庭でできる省エネ活動に努めます。

○住宅を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。

○家電製品などを購入する際は、省エネルギー型の設備・機器を選ぶように努めます。

○環境対応車の導入やエコドライブなどのスマートムーブに努めます。

○地産地消による、フードマイレージ^{※7}の低減に努めます。

事業者の取組

○クールビズやウォームビズを積極的に実施するように努めます。

○リモートワークや時差出勤などの実施に努めます。

○建物を新築・改築する際は、建物の断熱化・長寿命化に努めます。

^{※7} フードマイレージ：食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標（単位：t・km（トン・キロメートル））

- 建設事業者は、既存施設の長寿命化に配慮した修繕・改修などに努めます。
- 省エネルギー設備・機器の導入に努めます。
- 環境対応車の導入やエコドライブなどのスマートムーブに努めます。
- 地産地消による、フードマイレージの低減に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5年後)
市の公共施設における温室効果ガスの総排出量	t-CO ₂	市役所の事務事業を実施するに当たって排出される温室効果ガス排出量	28,812 (R3)	27,648	27,066
市域 CO ₂ 排出量	千 t-CO ₂	市域からの CO ₂ の排出量	442 (R1)	393	362
優良な民間住宅への支援件数	件	長期優良住宅又は低炭素住宅を建築する建築主への指導や住宅リフォームをした建築主に対する改修費用の支援件数	211 (R3)	165	165
公用車の次世代自動車導入率(特殊車両を除く)	%	市公用車所有台数のハイブリッド車(EV 含む)導入台数の割合	10.3 (R3)	基準値より増加する	基準値より増加する

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

【取組の方向性 1-2】再生可能エネルギーの利用を進めます

本市の人口一人当たりのCO₂排出量は、全国平均に比べ少ない状況ですが、今後も地球温暖化対策として、家庭生活や企業活動の省エネルギー化と再生可能エネルギーの利用拡大に努める必要があります。このため、再生可能エネルギーの率先導入や普及啓発などを行い、再生可能エネルギーの利用を推進していきます。



市の取組

○再生可能エネルギーの率先導入

太陽光やごみ処理施設の余熱などを活用した再生可能エネルギーを今後も率先して公共施設に導入します。

○再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの普及啓発や補助制度に関する情報発信を行うことにより導入を促進します。

○地域資源の活用

バイオマス^{※8}や小水力^{※9}など、地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの導入を検討します。

市民の取組

○太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。

事業者の取組

○太陽光発電や太陽熱利用など、再生可能エネルギーの導入に努めます。

○市民や市に対して、再生可能エネルギーの種類、動向、事例などの情報提供に努めます。

※8 バイオマス：飼肥料や発電の燃料などとして利用が可能な生物由来の有機性資源のうち化石資源を除いたもの

※9 小水力(発電)：水の流れを利用して発電する小規模な水力発電

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
公共施設の太陽光発電の設備容量	kW	庁舎、学校等の市施設への設備容量	684 (R3)	基準値より増加する	基準値より増加する

基本目標2 ごみの減量化・資源の循環に取り組むまちづくり（循環型社会の構築）

現状と課題

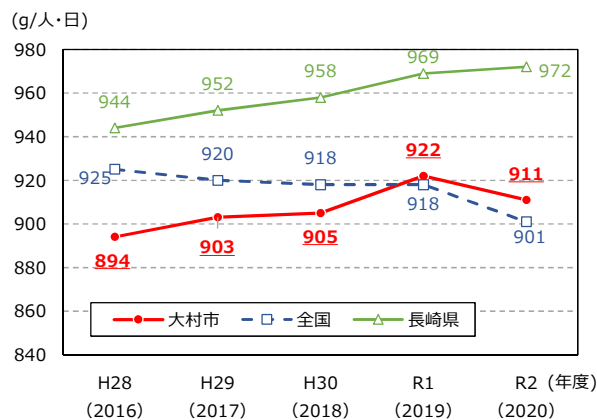
①ごみ処理施設

大村市は、ごみの焼却施設を1施設、粗大ごみ及び資源ごみ処理施設を1施設保有しています。焼却施設では、家庭から出される可燃ごみの焼却を行っています。また、粗大ごみ及び資源ごみ処理施設では、施設に持ち込まれたごみを可能な限り再資源化しています。最終処分場では、焼却灰や不燃残さ^{※10}を埋立処分しています。

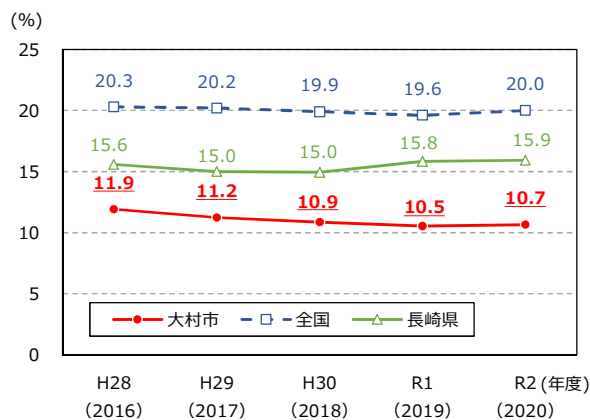
②ごみの排出状況

大村市における2020(令和2)年度の1人1日当たりのごみ総排出量(911g)は、全国平均(901g)に比べ多く、長崎県平均(972g)に比べて少なくなっています。一方、リサイクル率^{※11}(10.7%)は、全国平均(20.0%)、長崎県平均(15.9%)よりも低い状況です。

引き続きごみの排出量の抑制に取り組むとともに、リサイクル率の向上に向けた取組を推進する必要があります。



出典：一般廃棄物処理実態調査結果
1人1日当たりのごみ総排出量



出典：一般廃棄物処理実態調査結果
リサイクル率の推移

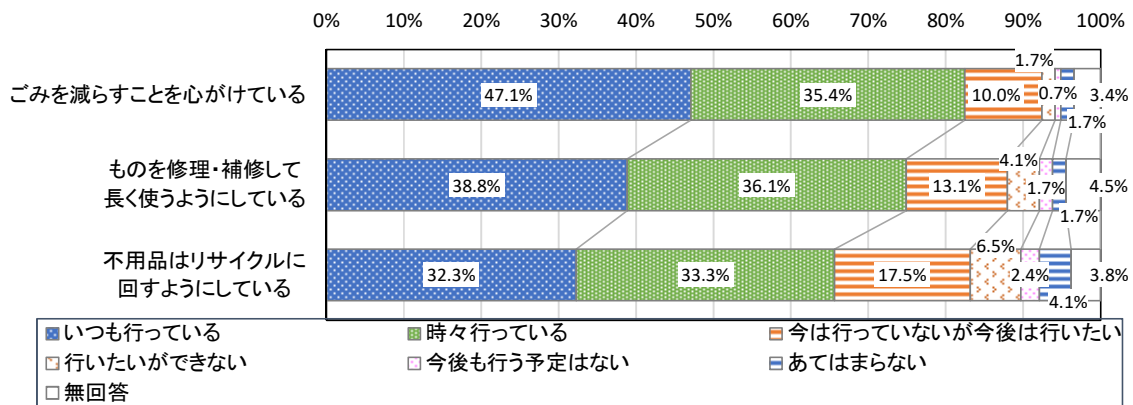
※10 不燃残さ：ごみの中間処理において、焼却することも資源化することもできずに残ったカス

※11 リサイクル率：環境センターに搬入される家庭系ごみ及び事業系ごみの量並びに集団回収量のうち、再生利用されたごみの量の割合

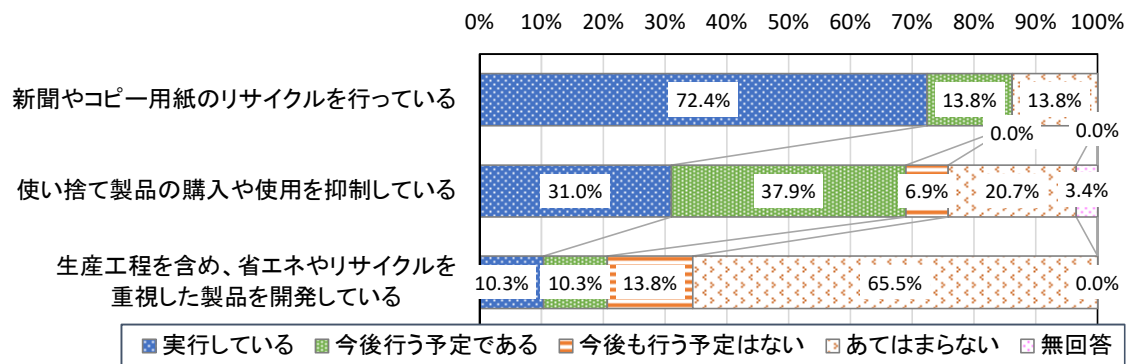
③市民・事業者の意識

アンケート調査によると、市民・事業者のごみの減量に関する意識は高く、8割以上の市民がごみの減量を心がけています。また、事業者においても、7割以上の事業者が新聞やコピー用紙のリサイクルを行っています。

ごみ減量に関する市民・事業者の関心の高さを推進力とし、さらなるごみの減量化・資源化に向けた取組を進める必要があります。



ごみの減量に関する市民の取組状況 (環境に関する市民意識調査)



ごみの減量に関する事業者の取組状況 (環境に関する事業者意識調査)

④ごみの不法投棄

大村市における不法投棄物回収量(可燃物及び不燃物)は、平成30年度は5.3t、令和元年度は3.7t、令和2年度は3.5t、令和3年度は3.5tと年々減少しています。

ごみの不法投棄は地域の景観を損ねるだけでなく、自然環境に大きな影響を及ぼします。このため、不法投棄の防止対策・監視活動を行い、不法投棄のない環境づくりを目指す必要があります。

⑤普及啓発

大村市ではごみを出す際の正しい分け方、出し方を周知するため「ごみ便利帳」の配布やホームページで「品名別の分け方」を紹介するほか、環境センターの施設見学、マイバッグ運動やもったいない抽選会により、4R運動を推進するなど、普及啓発に努めています。

【取組の方向性 2 -1】 ごみの減量化・資源化に取り組みます

ごみの減量化を促進するため、4R 運動^{※12}により、限りある資源を有効に利用することで循環型社会の形成を目指します。



市の取組

○4R 運動の推進

4R 運動の普及啓発を行い、市・市民・事業者の連携による取組を推進するとともに、市民や事業者が行うごみの減量化・資源化に関する取組を積極的に支援します。

○リサイクル製品等の利用推進

リサイクル製品等の優先的な購入を推進するとともに、リサイクル製品等の利用促進に関する情報発信や普及啓発を推進します。

○廃棄物系バイオマスの利活用推進

廃食用油や生ごみなどの廃棄物系バイオマスの利活用を推進します。

市民の取組

○マイバッグ、マイボトルなどの持参や過剰包装製品の購入自粛により、不要なごみの発生抑制に努め、市が行う分別回収に協力します。

○水切りの徹底やたい肥化容器の利用により、生ごみの減量化・たい肥化に努めます。

○古紙類の集団回収や包装容器類の店舗回収に協力します。また、不用品バザーなどへ積極的に参加し、リユースの推進に努めます。

○30・10（さんまる・いちまる）運動^{※13}やフードドライブ等への食品提供により、食品ロスを減らします。

○修理できるものは直して使い、ごみとしないように努めます。

事業者の取組

○過剰包装や使い捨て製品の使用抑制に努めます。

○多量排出事業者は、廃棄物減量化計画を作成し、事業系ごみの減量化・資源化に努めます。

○ごみの適正な分別や店頭回収を積極的に実施するように努めます。

^{※12} 4R 運動：Refuse（リフューズ：発生回避）、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の4つの英単語の頭文字をとったもので、これらの取組を行うことで環境と経済が両立した循環型社会を目指す運動

^{※13} 3010 運動：会食の際に乾杯後30分、お開き前の10分は料理を楽しむことで食べ残しを出さない運動

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
1 人 1 日あたりの 家庭系ごみ(資源 を除く)排出量	g/人・ 日	環境センターに搬入され る家庭系ごみのうち資源 物を除いた量を大村市 の人口及び年間日数で 除した値	530 (R2)	500	499
事業系ごみ排出 量(環境センターへ の搬入量)	t/年	環境センターに搬入され る事業所から排出される ごみの量	10,599 (R2)	11,704	11,939
リサイクル率	%	環境センターに搬入され る家庭系ごみ及び事業 系ごみの量並びに集団 回収量のうち、再生利 用されたごみの量の割合	19.3 (R2)	16.4	16.1

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする

【取組の方向性 2 - 2】 ごみや資源物を適正に処理します

廃棄物の処理方法は法律や条例で定められており、市民や事業者は適正な処理が義務づけられています。不法投棄や野外焼却などの問題も頻繁に発生しています。このため、ごみや資源物の適正処理を促進します。



市の取組

○分別の徹底

資源物の適正処理に向け、分別徹底を推進します。

○適正処理の促進

不適正処理を未然に防止するため監視・指導の強化を行うなど、廃棄物の適正処理を促進します。

○不法投棄の防止

不法投棄や野外焼却などを防止するため、周知啓発やパトロールを継続するとともに、関係機関との連携を図り、適正処理を行うよう指導します。

市民の取組

○野外焼却などによる廃棄物の処分は行わないようにします。

○家庭で生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。

○廃棄物を不法投棄されないように、土地又は建物の適正管理に努めます。

事業者の取組

○野外焼却などによる廃棄物の処分は行わないようにします。

○事業活動により生じた廃棄物は、自らの責任において適正に処理します。

○廃棄物を不法投棄されないように、土地又は建物の適正管理に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
不法投棄回収量 (可燃物・不燃物)	kg	不法投棄パトロールや通報などを受けて市が年間に回収した不法投棄物の量 (可燃物及び不燃物)	3,527 (R3)	3,570	3,490
埋め立てされる最終処分量	t/年	最終処分場に持ち込まれるごみが1年間に埋め立てられる総数	3,948 (R2)	3,017	3,045

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

基本目標3 人と自然が共生するまちづくり（自然環境の保全）

現状と課題

①大村湾

大村湾は、波静かで湖のような景観を有しており、古くから“琴の海”と呼ばれ、市民に親しまれてきました。また、大村湾には、スナメリやカブトガニなどの貴重な動物をはじめ、ナマコやシャコ、タコなどの多様な生物が生息しています。一方、閉鎖性が強く海水の流入が少ないため、汚濁しやすいという特徴も有しており、1976（昭和51）年頃から、水質が環境基準※14を超過する状況が続いています。また、自然海岸の減少に伴う藻場や干潟の消失などにより、湾内の海産資源は減少傾向にあります。

大村湾の水質改善に向け、2003（平成15）年からは「大村湾環境保全・活性化行動計画」（長崎県）に基づいた取組が実施され、2019（平成31）年には第4期大村湾環境保全・活性化行動計画を策定し、持続的な活用ができる里海をめざし、各種施策に取り組んでおり、「大村湾をきれいにする会」との連携を図りながら、大村湾の環境保全に努めています。また、大村市においても大村湾沿岸一斉清掃を毎年開催しています。

企業版ふるさと納税を活用した「大村湾 SDGs プロジェクト事業」を立ち上げるなど、水質改善に取り組んでいます。今後も水質改善に向けた継続的な取組が必要です。



夏の大村湾沿岸一斉清掃



水質浄化、CO₂削減を目指して

大村湾は、ナマコや良貝の産地が数ある湾の一角であり、スナメリの生息地としても知られている湾でもあります。一方、全国でも絶滅危惧種が数多く生息する海域であり、海水の流入が減少し、水質や底質の悪化が問題となっています。この「大村湾」の水質浄化を図り、生態系の再生と生物の生息しやすい環境の回復、持続可能な水産物の産出を図ります。また大村市のCO₂削減に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指し、CO₂削減に貢献し、持続可能な社会の実現に貢献することを目指します。



大村湾 SDGs プロジェクト事業

※14 環境基準：人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準

②山・森林

大村市の北東には、長崎県と佐賀県の県境にまたがる多良山系があります。多良山系は経ヶ岳、五家原岳、多良岳、遠目山、郡岳などの山々からなっています。また、この地域は多良岳県立公園に指定されており、美しい里山の風景が残されています。

大村市の森林面積は 5,946ha で、総面積の 48%を占めており、動植物の豊かな生息・生育の場となっています。また、多良山系にある大村のイチイガシ天然林は国指定天然記念物に、多良岳センダイソウ群落、五家原岳ツクシヤクナゲ群落は県指定天然記念物に指定されています。

森林は動植物の生息・生育の場であるとともに、二酸化炭素の吸収作用、土砂災害の防止機能、水源かん養機能^{※15}、人と自然のふれあいの場などの多面的な機能を有しています。豊かな自然としての森林の保全に取り組むとともに、積極的に森林を活用することが重要です。



大村のイチイガシ天然林

③河川

大村市には、多良山系を水源とする郡川をはじめ、大上戸川、内田川、鈴田川などの二級河川が流れており、これらは全て大村湾に流入しています。

流域面積及び河川延長が最大である郡川の上流部は、山林に囲まれた溪流となっており、タカハヤやカワムツなどの魚類やハクセキレイやウグイス、キジバトなどの鳥類のすみかとなっています。中流から下流にかけては水田が広がっており、農業用として利用されています。

このように河川は動物のすみかとなるだけでなく、私たちに自然とのふれあいの場を提供してくれます。

また、河川の水は、上水道や農業用、工業用水などに利用されており、私たちの生活に欠かすことができない貴重な水源となっています。

このため、豊かな自然の一部として、また、水源としての河川の重要性を認識し、河川環境の保全に努める必要があります。

※15 水源かん養機能：降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留・流下する機能

第3章 施策の展開

④動植物

大村市には、大村湾のスナメリやカブトガニなどの貴重な動物をはじめ、多様な動物が生息しています。また、国指定天然記念物のオオムラザクラや県指定天然記念物のクシマザクラなど、貴重な植物も存在します。

一方、近年ではイノシシやアナグマなどの有害鳥獣による農作物への被害が問題となっており、特に特定外来生物^{※16}であるアライグマの被害は 2011(平成 23)年に市内で生息が確認されて以来、生息頭数が増加し、農作物被害、家屋侵入被害、在来生態系への被害等が危惧されていることから、「大村市アライグマ防除実施計画書」を策定し、対策を講じています。また、市内では特定外来生物のオオキンケイギクが発見されており、在来種への影響が懸念されます。

このため、野生動植物の保護・保全対策を進め、生物の多様性を確保していく必要があります。



オオムラザクラ



アライグマ (特定外来生物)



オオキンケイギク (特定外来生物)

⑤自然とのふれあい

大村市は、穏やかな大村湾と経ヶ岳などの山々が長い裾野を引く多良山系を有しており、身近な自然として市民に親しまれてきました。また、野岳湖キャンプ場や玖島崎キャンプ場、郡川砂防公園など、自然とふれあえる施設・設備も整備されています。

自然を保護するとともに、積極的な自然とのふれあいを促すことにより、自然保護意識を高める必要があります。

※16 特定外来生物：外来生物のうち、特に生態系等への被害が認められるものとして、外来生物法(2004)によって規定された生物

【取組の方向性3-1】 自然環境を保全します

大村市は大村湾や多良山系などの豊かな自然環境を有しています。これらを保全することにより、動植物の生息・生育の場を確保します。また、公共事業の実施に際しては環境や生態系への影響を最小限にします。



市の取組

○森林・水辺・農地の環境保全

水源かん養機能や土砂災害防止機能などを持つ森林・農地の保全を推進し、生物多様性や地球環境保全対策を進めます。また、大村湾をはじめとする水辺の保全を推進します。

○生物多様性の確保

貴重な動植物の保全に関する普及啓発を行います。

○外来生物への対応

外来生物対策は、国や県と連携して取り組みます。

○環境配慮型公共工事の推進

公共工事の施工に際しては、自然の生態系に配慮した施工方法、木材や自然石などの環境にやさしい資材の使用など、環境に配慮した取組を推進します。

市民の取組

○森林・水辺の保全活動に参加するよう努めます。

○外来生物問題についての理解を深め、自然植生中への植栽などを行わないようにします。

事業者の取組

○開発に際しては、自然環境の保全及び生物多様性の確保に配慮するよう努めます。

○有機農業の取組面積の拡大や化学肥料・化学農薬の低減など、自然と調和した環境保全型の農業に努めます。

○外来生物問題についての理解を深め、自然植生中への植栽などを行わないようにします。

第3章 施策の展開

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
大村湾の COD 値	mg /L	大村湾の 17 環境基準 点における COD 値の平 均	2.4 (R3)	2.0	2.0
保安林指定 面積	ha	水源のかん養や災害の防 備等、特定の公共の目 的を達成するために農林 水産大臣又は都道府県 知事によって指定される森 林の面積	832 (R3)	基準値を 維持する	基準値を 維持する

※大村湾における COD の環境基準達成は、2.0mg/L 以下

【取組の方向性 3-2】 自然とのふれあいを促進します

親水施設や森林内の遊歩道などの自然とふれあえる場を整備するとともに、自然観察会などのイベントを開催し、自然とふれあえる機会をつくります。



市の取組

○自然とふれあえる場の確保

森林空間や水辺空間を整備し、自然とふれあえる場を確保します。

○自然とふれあえる機会の確保

市民や市民団体などの自発的な自然とのふれあい活動を支援するとともに、自然観察会、学習会などを開催することにより、市民が自然とふれあう機会をつくります。

○グリーン・ツーリズムの推進

大村市の豊かな自然環境等を活かした魅力的なグリーン・ツーリズムを更に推進するため、関係機関と連携し、農業体験や農家民泊などの体験型観光の強化に努めます。

市民の取組

○自然とふれあう機会づくりに努めます。

○自然観察会などを通じて、自然に関する理解の向上に努めます。

事業者の取組

○事業所の水辺や森林を憩いの場として開放するよう努めます。

○社内行事において、自然とふれあう機会づくりに努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
森林イベントへの参加者数	人/年	森林の大切さを学んでもらうため、市が開催する「おおむらの森ふれあい事業」などの参加者数	55 (R1)	59	59

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

第3章 施策の展開

【取組の方向性 3-3】 水源の保全に取り組みます

大村市は水資源の多くを河川水などの表流水や地下水に依存しています。このため、水源の保全を行うことにより、水資源を確保します。



市の取組

○水資源の有効活用

水資源の有効活用を行います。

○水資源の確保

地下水のかん養を図るため、森林の整備を推進します。また、市民・事業者に対する節水意識の啓発に取り組みます。

○地下水の調査

地下水の状況を把握するため、定期的な調査を実施します。

○森林や水田の保全・整備

森林や水田の有する水源かん養機能や水循環機能の保全・向上のため、森林や水田の保全・整備を進めます。

市民の取組

○日常生活における節水に努めます。

事業者の取組

○事業活動における節水に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
保安林指定面積 (再掲)	ha	水源のかん養や災害の 防備等、特定の公共の 目的を達成するために農 林水産大臣又は都道 府県知事によって指定さ れる森林の面積	832 (R3)	基準値を 維持する	基準値を 維持する

基本目標4 安全・安心なまちづくり (安全・安心な生活環境の保全)

現状と課題

①騒音・振動

2021(令和3)年度の騒音・振動測定の結果、環境騒音は25測定地点のうち、昼間1地点、夜間2地点で環境基準を達成しませんでした。自動車騒音は全測定地点で要請限度^{※17}を下回っていました。航空機騒音は大村飛行場(旧長崎空港A滑走路)及び長崎空港(旧長崎空港B滑走路)で測定を行い、大村飛行場では6測定地点中3地点、長崎空港では6測定地点中6地点で環境基準を達成しました。

道路交通振動は、5測定地点のうち、全地点で要請限度以下でした。

騒音の環境基準を達成できていない地点では、自動車や航空機の騒音が、その要因となっています。このため、引き続き騒音・振動の発生状況を調査・監視するとともに、その低減に向けた取組を進める必要があります。



騒音の測定状況

②水質

大村湾では1976(昭和51)年頃から、海域の有機汚染^{※18}の程度を示すCOD値が環境基準(2.0mg/L)を超過する状況が続いていましたが、平成23年度以降は基準をわずかに超える数値で推移しており、令和3年度は2.4mg/Lでした。

河川については、全測定地点において河川の有機汚染の程度を示すBODの値は環境基準を達成しているものの、大腸菌群数については、環境基準の超過状態が続いています。

また、地下水については、定期監視として一部の地域で、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの測定が行われています。

大村湾や河川の水質汚濁の要因としては、生活排水及び工場や事業場などからの排水等があげられます。これまで、大村湾流域の汚水処理人口普及率の向上、水質汚濁防止に向けた普及啓発活動などが行われてきました。今後も、引き続き水質改善に向けた取組を進めていく必要があります。



水質改善に向けた広告塔の設置

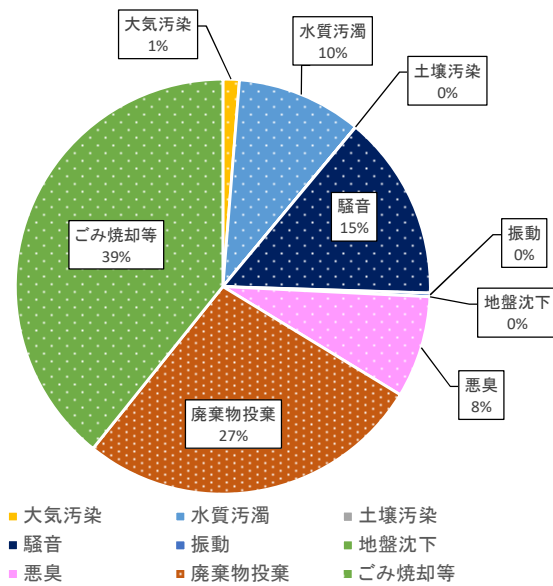
※17 要請限度：自動車騒音がその限度を超えたときに、市町村長が道路管理者に対して自動車騒音の低減のための対策を講じるように要請する際の限度

※18 有機汚染：生活排水や糞尿などの有機物による汚染

③公害等の苦情件数

2017(平成 29)年度から 2021(令和 3)年度における公害等に関連する市民からの苦情件数（軽微なものを除く）は、合計 706 件ありました。このうち、ごみ焼却等に関するものが 277 件で最も多く、全体の 39%を占めています。また、典型 7 公害に関してみると、騒音に関するものが 102 件で最も多く、全体の 15%を占めます。次いで水質汚濁、悪臭に関するものとなっています。

苦情の内容や発生源は、都市化の進展や生活様式の高度化により多様化しており、近隣騒音など近接地域内での問題も多く、それらの解決にあたっては、地域住民間での意思疎通をよくするなどの幅広い対応が求められています。



過去 5 年間の公害等苦情受理件数の内訳

④環境衛生・環境美化

市民アンケート調査における大村市の生活環境に関わる環境の満足度調査では、「ポイ捨てが無く街がきれい」については、市民の約 3 割以上が「やや不満」または「不満」と感じています。他、「公共交通の便利さ」「自転車交通対策」の交通関係も市民が満足していないものとなっています。

一方、生活環境に関わる今後の重要度の調査についても、同じ項目である「公共交通の便利さ」については、市民の 8 割以上が今後も「重要」または「やや重要」と感じており、また「水辺のきれいさ」「空気のきれいさ」も 8 割以上と肩を並べ、同等の重要度と位置付けています。

このことから、環境衛生・環境美化に関しては市民の関心が高く、今後より一層の取組が必要となっています。

生活環境に関して満足度が低い項目

項目	回答率 (%)		
	やや不満	不満	合計
公共交通の便利さ	20.6	17.2	37.8
ポイ捨てが無く街がきれい	24.4	6.2	30.6
自転車交通対策	15.8	7.2	23.0

生活環境に関して重要度が高い項目

項目	回答率 (%)		
	重要	やや重要	合計
公共交通の便利さ	56.0	30.6	86.6
水辺のきれいさ	52.6	32.3	84.9
空気のきれいさ	57.7	26.8	84.5

【取組の方向性4-1】騒音・振動等の公害対策を進めます

公害のない環境は、快適で健全な生活を営むための重要な要素です。今後も引き続き調査・監視を継続し、様々な発生源に対しての個別の対策や啓発を推進します。



市の取組

○調査及び監視

騒音・振動等に関する調査を行うとともに、工場や事業場への立入調査を強化します。また、航空機騒音についても引き続き監視を行い、その低減に向けて関係機関と調整します。

○固定発生源対策

工場や事業場に対する法令に基づき、規制、指導を行うとともに、市民・事業者に対して、騒音・振動等の抑制及び発生防止対策を進めます。

○大気汚染等への対応

光化学オキシダント^{※19}や PM2.5^{※20}などの大気汚染物質等による影響が懸念される場合には、情報収集に努めるとともに、市民・事業者に対して迅速にその情報を提供します。

市民の取組

○自動車の運転の際は、不要なクラクションを鳴らしたり、急発進や空ぶかしをしないように努めます。

○テレビや音響機器の音で近隣に迷惑をかけないよう、使用時間帯や音量に配慮するよう努めます。

○エアコンの室外機などは、できるだけ隣家と離して設置するよう努めます。

事業者の取組

○工場や事業場周辺の生活環境に配慮するよう努めます。

○事業活動による騒音・振動等の法令に基づく基準等を遵守するとともに、防音壁の設置等によるその低減に努めます。また、建設工事の際は、低騒音型・低振動型機械の積極的利用を行い、騒音・振動の防止に努めます。

○商業宣伝など、拡声器を使用する場合は、条例などの基準を遵守するとともに、時間帯や音量等への配慮に努めます。

※19 光化学オキシダント：窒素酸化物などが光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称

※20 PM2.5：大気中に浮遊する粒径 2.5μm以下の小さな粒子状の物質

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
騒音に係る環境基準の達成率 (道路に面していない地域)	%	環境騒音の測定地点（道路に面していない地域）において、環境基準を達成した地点の割合	昼間：96 (24地点/25地点) 夜間：92 (23地点/25地点) (R3)	環境基準の達成に努める	環境基準の達成に努める
自動車騒音に係る要請限度以下の達成率	%	自動車騒音の測定地点において、要請限度を下回った地点の割合	100 (8地点/8地点) (R3)	基準値を維持する	基準値を維持する

【取組の方向性4-2】水環境を保全します

大村湾や河川の水質汚濁の原因となる生活排水対策及び工場や事業場などの排水対策を進め、良好な水環境を保全します。



市の取組

○水質の調査・監視

大村湾や河川などの水質汚濁に関する調査・監視を県等の関係機関と共に進めます。

○生活排水対策

公共下水道については、下水道事業計画区域内を整備し、下水道への接続を促進します。公共下水道の事業計画区域以外及び農業集落排水処理区域以外の地区においては、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、家庭で実践できる生活排水対策について、広報・啓発を行います。

○工場や事業場などの排水対策

工場や事業場などに対して、汚濁物質の削減を啓発するとともに、建築物が設置される場合には、事前協議による指導を行います。また、農業従事者に対しては化学肥料・化学農薬の適正使用の啓発を行います。

○大村湾・河川などの水質改善

大村湾・河川などへの汚濁負荷の低減の取組を進めるとともに、水質改善に向けた取組を進めます。また、大村湾をきれいにする会との協働による普及啓発活動を推進するとともに、市民・事業者参加型の環境保全活動を推進します。

市民の取組

○洗剤、シャンプーやリンスは適量使用するように努めます。

○食事や飲み物は必要な分だけ作り、残り物を流さないように努めます。

○食器や鍋についた油や汚れは拭いてから洗うように努めます。

○大村湾や河川、それらの周辺での清掃活動に参加するよう努めます。

○下水道が整備されていない地域では合併浄化処理槽を設置し、適正な維持管理に努めます。

○下水道が整備された区域では、遅滞なく下水道へ接続するよう努めます。

○ガーデニングや家庭菜園などにおける除草剤・殺虫剤などの使用を控えるよう努めます。

事業者の取組

○事業活動における汚濁物質の削減に努めます。

○廃油の適正処理を行います。

- 農業では有機農業の取組面積の拡大及び化学肥料・化学農薬の低減や農地の土砂流出防止に努めます。また、畜産廃棄物の適正処理を行います。
- 漁業では、漁船からの排水やごみの適正な処理を行うとともに、養殖漁業における適正な飼料の利用に努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
大村湾の COD 値(再 掲)	mg /L	大村湾の 17 環境基準 点における COD 値の 平均	2.4 (R3)	2.0	2.0
汚水処理人 口普及率	%	汚水処理施設(下水 道、農業集落排水施 設等、浄化槽、コミュ ニティ・プラント)で処理可 能な人口を行政区域人 口で除した値	99.6 (R3)	99.6	99.7
水洗化率	%	汚水処理施設に接続さ れている水洗便所設置 済人口を行政区域人 口で除した値	97.6 (R3)	98.5	98.7

※大村湾における COD の環境基準達成は、2.0mg/L 以下

第3章 施策の展開

【取組の方向性4-3】環境衛生・環境美化を進めます

安全・安心な生活環境を確保するため、地域の環境衛生・環境美化対策を推進するとともに、市民一人ひとりの環境美化意識の高揚に取り組みます。



市の取組

○環境衛生対策の充実

犬や猫などの適正な飼育の促進を図るため、関係機関と連携した飼主への飼い方・しつけ方の指導に取り組むとともに、終生飼養や里親制度など動物愛護の普及啓発を推進します。

○環境美化対策の充実

「大村市環境美化条例」、「大村市環境保全条例」に基づく空き缶などのごみの散乱防止、適正な空き地の管理及び緑化の推進など環境美化対策に取り組めます。また、市民参加の清掃活動を開催することで、市民の美化意識の啓発に取り組めます。

市民の取組

○自宅などの敷地及びその周辺の清掃に努めます。

○清掃活動などの地域の環境美化活動に参加するよう努めます。

○犬や猫など、ペットの適正な管理に努めます。

事業者の取組

○工場や事業場などの敷地及びそれらの周辺の清掃に努めます。

○清掃活動などの地域の環境美化活動に参加・協力するよう努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
市民大清掃への参加者数	人	例年、夏に開催する市民総参加の環境美化イベント「市民大清掃」の参加者数	9,647 (R1)	10,200	10,400
里親制度 ^{※21} による市道管理延長	m	ボランティア（里親）による清掃活動や美化活動が実施されている市道の延長	28,175 (R3)	38,700	40,600

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

※21 里親制度：市民が道路や公園等を自らの「養子」のように愛情をもって、定期的に清掃・美化などを行う制度

基本目標5 快適で潤いのあるまちづくり（快適な都市環境の創出）

現状と課題

①公園

大村市には、2021(令和3)年4月1日現在、大村公園をはじめ53か所(62.60ha)の都市公園^{※22}が整備されており、身近な憩いの場として利用されています。2020(令和2)年度における大村市の市民一人当たりの公園面積は6.6m²で、国の目標である10m²より小さくなっています。

公園は、日常生活に潤いを与える場所であるため、今後も身近な公園の整備・維持を進める必要があります。また、公園はまとまった緑の空間として都市景観を構成する重要な要素であるとともに、災害時の防災空間としての機能も有しており、これらの役割を考慮した適正配置が必要です。

②水辺

水とふれあえる空間を整備することは、水に親しむ機会を増やし、水環境保全への意識啓発に繋がります。

このため、水と親しむことができる海辺や河川空間は、市民の憩いの場として親水性や景観、生態系に配慮した整備が必要です。

シャクナゲの里河畔公園、大上戸川河畔公園のほか、自然溪流を利用して整備された郡川砂防公園は、水とのふれあいの場として多くの市民に利用されています。



郡川砂防公園

③景観

三城及び山田の滝周辺を風致地区^{※23}として指定し、自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持しています。

市民アンケートの結果によると、大村市の魅力として、「山や海が身近に感じられること」、「大村湾があること」という回答が多くあがりました。

自然を身近に感じられる環境を有していることが大村市の特徴と言えます。

大村市の特徴を活かした景観づくりを行うとともに、大村らしい景観を保全していく必要があります。



山田の滝風致地区

※22 都市公園：国または地方公共団体が都市計画施設として設置する公園または緑地及び地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地

※23 風致地区：良好な自然環境や景観の保全を目的に樹木の伐採や建物の規模などが規制された地区

④交通環境

市民アンケートの結果によると、大村市の魅力として、「長崎空港、大村インターチェンジ、新幹線があること」という回答が最も多くあがりました。

一方、「公共交通の便利さ」に対しては、重要と考える市民の割合は高いものの、現状に満足している市民の割合は低くなっており、公共交通の利便性向上を図る必要があります。

2022(令和4)年9月に西九州新幹線が開業したことで、長崎空港、長崎自動車道の大村インターチェンジ、新大村駅の高速交通拠点をもつた、県内で最も交通アクセスに恵まれたまちとなっております。



新大村駅

【取組の方向性 5 - 1】 自然を身近に感じる環境を整備します

快適な生活環境や身近な体験で環境保全の大切さを学べる環境を確保するため、身近に自然を感じ、憩うことのできる空間や公園を整備します。



市の取組

○身近な公園の整備

身近な憩いの場、防災空間としての役割に配慮しながら、公園・緑地の適正配置を進めます。また、ニーズに応じた利用方法や維持管理方法について検討します。さらに、老朽化した施設の改修や機能の更新を進めます。

○緑化の推進

施設緑地^{※24}、風致地区として定められた地域性緑地^{※25}などの身近な緑地の保全や道路や公共施設など都市施設の緑化整備を進めます。また、緑化に関するイベントなどを開催します。

○親水空間の整備

河川・海岸の整備においては、自然環境に配慮しながら、緩傾斜護岸や階段工などにより親水性の確保に取り組みます。

市民の取組

○身近な公園の清掃活動、緑の保全活動及び緑化に関する啓発イベントに参加するよう努めます。

○植栽や生け垣など、身近な緑を増やすよう努めます。

事業者の取組

○事業所の緑化に努めます。

○地域の緑化活動に参加・協力するよう努めます。

※24 施設緑地：国または地方公共団体が土地の所有権を取得し、目的に応じた公園形態をつくり公開する緑地

※25 地域性緑地：緑地保全地区や風致地区など、緑地を保全するために指定した地域

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
1 人当たりの都市公園面積	m ² /人	大村市内の都市公園面積を総人口で除した値	6.6 (R3)	8.4	8.4
親水空間の設置 か所	か所	川とのふれあいを目的として整備された空間の設置箇所数	23 (R3)	24	24
さくら・花苗の緑化面積	ha	市民に配布した「さくらの苗木」や「花苗」の本数に一定面積を乗じて算出された緑化推定面積	12.1 (R3)	12.1	12.1

【取組の方向性 5-2】 大村の特徴を活かした景観を創ります

豊かな自然と歴史に恵まれた大村市の特徴を活かした景観を形成し、潤いのある魅力的なまちづくりを進めます。



市の取組

○個性ある景観資源の保全と活用

大村市を囲む大村湾や多良山系などの豊かな自然は、美しい景観を形成する骨格として、その保全を図ります。また、大村市の歴史・文化を伝え、個性を形づくる資源として、城下町や宿場町など、歴史遺産を活かした景観づくりを推進します。

○優れた景観と調和する街なみの創出

大村市の個性を発揮し、魅力的な都市空間を創出するため、自然景観や歴史景観と調和した街なみの創出を図ります。また、住む人も訪れる人も魅力あるまちとしての認識が深まるような都市景観の創出を進めます。

景観の保全・創出にあたっては、「大村市景観計画」に基づき進めます。

市民の取組

○道路や公園、河川などの公共空間の美化・維持管理に協力します。

○良好な景観の保全・形成に努めます。

事業者の取組

○景観づくりに参加・協力するよう努めます。

○事業活動などにより、景観形成に支障を及ぼすことがないように努めます。

○地域住民とともに、地域活動に参加・協力するよう努めます。

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
街なみが美しく住みやすいと感じる市民の割合	%	市民満足度調査において、「街なみが美しく住みやすい」と回答した市民の割合	74 (R3)	80	81
景観形成地区 [※] ²⁶ (上小路周辺地区)における重要路線の整備率	%	都市景観の形成を重点的に図る必要がある地区として指定された上小路周辺地区における道路のうち、「街なみ環境整備事業」で計画された道路修景の整備(延長)割合	56.4 (R3)	100.0	100.0

^{※26} 景観形成地区：市長が都市景観基本計画に基づき、都市景観の形成を重点的に図る必要があると認める地区

【取組の方向性 5-3】 利用しやすい都市・交通環境を整備します

環境にやさしい交通体系の創出、人にやさしい交通環境の整備に取り組み、利用しやすい都市・交通環境を整備します。



市の取組

○環境にやさしい交通体系の創出

自動車交通の円滑化により、自動車による環境負荷を低減します。また、公共交通機関の利便性を向上させることにより、利用を促進します。さらに、自動車から自転車への利用転換など、環境に配慮した交通行動を促進します。

○人にやさしい交通環境の整備

安全・安心な歩行・自転車空間及び歩行者ネットワーク^{※27}の整備など、人にやさしい交通環境の整備を推進します。

○駐車・駐輪対策

快適な交通環境の確保のため、駐車場・駐輪場の適正配置・整備を進めるとともに、不法駐車・不法駐輪防止の意識啓発を推進します。

市民の取組

○マイカーの利用を控え、バス・JRなどの公共交通の利用に努めます。

○近距離の移動の際は、徒歩や自転車の利用に努めます。

○歩行者に配慮した自動車・自転車の運転に努めます。

事業者の取組

○事業活動においては、環境にやさしい手段（徒歩、自転車、公共交通）での移動に努めます。

○自転車通勤を奨励し、従業員用駐輪場の確保に努めます。

○交通事業者は、利用者ニーズに応じた便利で、安全、快適な運行サービスの提供に努めます。

^{※27} 歩行者ネットワーク：歩行者専用道路や自転車道、緑道、幹線道路の歩道など、主に歩行者や自転車が安心して通行できる交通網

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
歩道の段差解消 必要か所数	か所	ユニバーサルデザインを考 慮し、誰もが利用しやす い歩道にするための工事 が必要な箇所数	255 (R3)	239	231
鉄道の平均乗車 人数(竹松駅及 び大村駅)	人/日	大村市内 2 駅 (竹松・ 大村) の平均乗車人数	3,539 (R1)	3,700	3,700
バス 1 便あたりの 利用者数	人/便	大村市内の路線バスの 年間総利用者数を年間 総運行便数で除した値	14.5 (R1)	13.0	14.0
市道の改良率	%	市内全域の市道のうち、 歩行者の安全確保や自 動車交通の円滑化を目 的として局部改良工事 や拡幅改良工事など により構造が改善された道 路の整備 (延長) 割合	68.3 (R3)	69.0	70.0
都市計画道路の 改良率	%	都市計画決定を受けた 道路のうち、歩行者の安 全確保や自動車交通の 円滑化を目的として局 部改良工事や拡幅改良 工事などにより構造が改 善された道路の整備 (延長) 割合	70.1 (R3)	74.0	75.0

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

基本目標6 協働で環境保全に取り組むまちづくり(環境教育・環境学習の推進と協働)

現状と課題

①環境問題への関心

市民アンケート調査によると、環境問題として「地球温暖化」が最も関心が高く、全体の67%の方が関心があると回答しています。次いで、「フードロス」が33%、「ごみの増加や不法投棄」が29.6%となっています。

②環境教育・環境学習

大村市では、環境問題の認識と環境保全活動に対する意識の向上を目的として、環境講座やリバーウォッチング、大村湾ウォッチングなどの開催や環境センターにおける施設見学などを実施しています。また、「第三期大村市教育振興基本計画」を策定し、「教育のまち大村」を実現するため、持続可能な社会の担い手を育てる教育として「持続可能な開発のための教育(ESD)」に取り組んでいます。

市民アンケートの結果によると「次世代を担う子どもへの環境教育」に対して、重要と考える市民の割合は高いものの、現状に満足している市民の割合は低くなっています。

このため、子どもたちへの環境教育・環境学習をより一層進めていくとともに、地域・家庭が連携して取り組む仕組みづくりが必要です。



大村湾ウォッチング

③情報提供

大村市では、市のホームページで「大村市環境の概況」を公開し、水質や騒音・振動の測定結果、ごみの処理状況などについて公表しています。また、ホームページだけでなく、市の広報紙でも環境講座や環境イベントの開催に関する情報を公開しています。

一方、市民アンケートの結果によると「環境に関する情報を得る機会」に対して、重要と考える市民の割合は高いものの、現状に満足している市民の割合は低くなっています。

市民・事業者の環境学習や環境保全活動を促進するためには、環境に関する情報を収集し、多くの市民・事業者に提供する必要があります。

【取組の方向性 6 - 1】 環境保全の意識向上に取り組みます

環境イベントや環境講座の開催及び環境に関する情報を積極的に提供することにより、市民及び事業者の認識を更に深め、環境保全活動を促進します。



市の取組

○環境保全活動の推進

環境イベントや環境講座の開催などにより、環境保全活動の意識を高揚させます。

○環境情報の収集・提供

市民・事業者による環境保全活動や大村市の環境の状況などの情報を収集するとともに、その内容や活用方法について広報紙やインターネット・SNSなどで積極的に提供します。

市民の取組

○環境イベントや環境講座に参加するよう努めます。

○家庭や地域における環境教育に努めます。

事業者の取組

○環境イベントや環境講座に参加・協力するよう努めます。

○SDGsの取組など、環境に関する情報の積極的な発信に努めます。

○環境に配慮した企業経営に努めます。

○従業員に対する環境教育・環境学習に努めます。

第3章 施策の展開

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7 年度	R9 年度 (5 年後)
市民大清掃への参加者数(再掲)	人	例年、夏に開催する市民総参加の環境美化イベント「市民大清掃」の参加者数	9,647 (R1)	10,200	10,400
沿岸清掃への参加者数	人	大村湾をきれいにする会大村支部が主催し、年2回(春・夏)実施される「大村湾沿岸一斉清掃」の参加者数	2,927 (H30)	4,300	5,000

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。

【取組の方向性6-2】 学校や地域での環境教育・環境学習を進め、人材の育成に努めます

学校における子どもたちの環境教育・環境学習を充実するとともに、地域での環境学習の機会を創出します。



市の取組

○学校における環境教育・環境学習の推進

学校で子どもたちが自然や生物にふれあい、環境の大切さを学ぶ機会、場づくりを行います。

○教職員研修の実施

市内の小・中学校で環境教育が推進できるよう、環境教育に関する教職員研修を実施します。

○地域における環境教育・環境学習の推進

地域での環境学習会の機会を増やすため、出前講座を充実させます。

○学校と地域の連携体制の構築

環境教育・環境学習について、学校と地域の連携体制を構築します。また、町内会や学校、企業などの各団体の活動の連携を促進します。

○人材育成

市民・事業者が環境について学ぶ機会及び環境保全活動を実践する機会を増やすことなどにより、環境保全に取り組む人材の育成を行います。

市民の取組

○学校や地域での環境保全活動に参加・協力するよう努めます。

○家庭で環境問題について話し合う機会を持つよう努めます。

事業者の取組

○施設見学の受け入れや農林業体験など、体験型の環境教育・環境学習に協力するよう努めます。

○学校や地域の環境教育・環境学習に参加・協力するよう努めます。

○地域での環境保全活動に参加・協力するよう努めます。

第3章 施策の展開

関連指標

項目	単位	説明	基準値	R7年度	R9年度 (5年後)
環境講座・環境イベントの参加者数	人/年	市が主催する「リバーウォッチング」や「環境出前講座」などの参加者総数	977 (R1)	1,000	1,000

※基準値は原則として R3 年度の実績とするが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、実績が乖離している場合は、影響のない直近の年度の実績とする。